

Q 4町の行政区制度はどうかの？

A 4町の現在の行政区や区長制度は新市に引き継ぎます。区長の業務については、必要に応じて見直しを行います。

Q 自治会や行政区への支援事業はあるのかの？

A 現在久留米市のみで行われているまちづくり推進事業費補助制度を新市全域に拡大します。

詳しくは資料
27ページへ

Q 地域の公民館への建設費助成などはあるのかの？

A 行政区や自治会などの小地域公民館(集会所)の建設費助成は、制度が充実している久留米市の例により統一します。

詳しくは資料
27ページへ

Q 中央公民館の利用方法は変わらないのかの？

A 久留米市の生涯学習センター(え〜るピア久留米内)や各町の中央公民館などは、現行のまま利用できます。料金体系等については、合併後に検討します。

Q 社会教育・生涯学習はどうかの？

A 各市町で行われていた生涯学習関係の講座等は、当分の間現行どおりとします。

青少年相談業務(ヤングテレホン)や各種講座、人権啓発研修事業など、制度が充実している久留米市のサービスの利用はもちろん、各町にも充実した施設や事業があり、幅広い選択肢から、自分に適した学習が選択できるようになります。



Q 成人式はどうかの？

A 現行どおり実施します。久留米市は小学校区で4町は町ごとに実施します。



ひとくちメモ

自治会と行政区の違い
基本的には、自治会も行政区も一定の地域の中で相互扶助を目的とした組織であり、その役割はほぼ同じです。また、4町に設けられている行政区長は、町長が任命する非常勤特別職です。

Q 通学区域が変わるのかの？

A 小中学校の通学区域の変更はありません。将来的に教育を取り巻く環境に変化があったときには、必要に応じて検討します。

Q 学校給食はどうかの？

A 給食事業(自校方式、センター方式、ミルク給食)については、当分の間これまでの給食運営を基本とします。給食費については、平成17年度より小学校3,600円、中学校4,100円(ミルク給食除く)とします。



Q 1市4町の友好都市・姉妹都市はどうかの？

A 姉妹都市はそのまま新市に継続します。友好都市は新市に引き継ぎ、改めて検討します。

詳しくは資料
27ページへ

Q スポーツ大会は今までどおり開催されるのかの？

A 今までのスポーツ大会については地域の意向を尊重して調整します。また、新市のスポーツフェスタを開催します。

Q 図書館の利用方法は変わるのかの？

A 新市全域の図書館を利用できます。また、開館時間については、基本的には午前10時～午後6時までとします。

本	10冊まで	15日間
ビデオなど	5点まで	15日間

